

イギリス19世紀末の精神遅滞

特殊学級に在籍した肢体不自由児

——「欠陥児・てんかん児委員会」における教師等の証言——

兵庫教育大学 眞 城 知 己

1. はじめに

関西教育学会第45回大会においては、公立基礎学校普通学級に在籍する肢体不自由児に関する報告を行った。そしてそこでは肢体不自由という一次的障害が教育上のニーズを生じさせる要因として認識されていたのではなく、「出来高払い制」を背景として、二次的に発生した学習上の遅れに焦点が当てられていたことを指摘した。

また当時、公的な通学手段の確保の困難さに起因して、十分に授業に出席できないために結果的に学習上の遅れを生じている肢体不自由児がおり、「欠陥児・てんかん児委員会 (Departmental Committee on Defective and Epileptic Children)」報告 (1898) において、このような肢体不自由児は軽度精神遅滞児のための特殊学級において教育を受けることが望ましい場合があるという認識が示されていたことをあわせて明らかにした。

しかし、本来、知的な障害と学習上の遅れとは異なる性質のものであり、両者それぞれに応じた教育上のニーズがある。

従って、当時における知的な障害を持たない肢体不自由児が実際に軽度精神遅滞特殊学級に入級していた事実の確認を行うとともに、すでに基準はあったものの曖昧さが強かった、1) 軽度精神遅滞特殊学級における知的な障害と学習上の遅れとの区別の認識状況を押さえ、また、2) 軽度精神遅滞特殊学級に在籍した肢体不自由児が主として1) の状況を強く反映しながら対応されたのか、あるいは肢体不自由児独自の教育上のニーズが認識され、それへの対応が優先されていたのかについて明確にする必要がある。この検討を行うことは、当時の公立基礎学校における肢体不自由児が、その教育上のニーズをどの様に認識されていたのかを理解する一助となると考えられる。

本稿は、大会発表の補稿として、軽度精神遅滞特殊学級に在籍した肢体不自由児について、上述した2点について同委員会における特殊学級の担任教師等の証言を引用して明らかにすることを目的とする。

2. 軽度精神遅滞特殊学級に在籍した肢体不自由児

山口(1993)は、精神遅滞児以外の障害児が、入級判定の方法とは別の条件によって、軽度精神遅滞特殊学級にかなり多く入っており、実質的にはそこが「教育上問題の子ども」の学級という色彩を持っていたことを指摘している⁽¹⁾。すなわち、精神遅滞以外の障害のために公立基礎学校普通学級の授業についてこれない児童が「学習上の遅れ」を理由に軽度精神遅滞特殊学級に入級していたのである。

このような状況の具体例として、欠陥児・てんかん児委員会報告(1898)には、知的に正常な肢体不自由児及び病弱児が軽度精神遅滞特殊学級に入級していたことが示されている。これによれば、ロンドンにある24の特殊学級に127名、また、ロンドン以外にある12の特殊学級に17名のこうした児童が在籍していた⁽²⁾。

この中で当時のロンドン学務委員会の管轄にあって最も大きかった Hugh Myddelton School(全校児童約2,000名)に1893年に併設された特殊学級の3人の担任が同委員会で証言を行っている。それによれば、同校の軽度精神遅滞特殊学級に在籍する79名の児童のうちの15名が肢体不自由児(2名)及び病弱児(13名)であった⁽³⁾。

これら15名の児童は、体力が著しく弱かったりしたため⁽⁴⁾に通常の基礎学校での学習にはついていくことができないと判断されていたものの⁽⁵⁾、知的な能力は正常であると明確に認識されていた⁽⁶⁾。すなわち、彼らの学習上の遅れは精神遅滞とは異なる性質のものであることが教師によって理解されていたことがわかる。この特殊学級に在籍した肢体不自由児や病弱児は、身体的な理由によって授業への出席が大変不規則になりがちな児童であった⁽⁷⁾ことから、そのために学習上の遅れを示したものと考えられる。

担任教師によって精神遅滞と学習上の遅れとの区別が認識されていることについては、軽度精神遅滞特殊学級への入級判定が普通学級教師、医務官及び視学官らとともに特殊学級教師によって行われていたことを念頭におけば、必然的であるといえよう。

なお、この Hugh Myddelton School の精神遅滞特殊学級に在籍した肢体不自由児は精神遅滞を伴っていなかったが、公立基礎学校の調査を行った医師 Warner, F. の証言では肢体不自由に加えて精神遅滞(軽度及び中度)を併せ持つ児童の存在も明らかにされている。この重複障害は中枢神経系の障害に基づく可能性が高いため、当時の医療水準からみて、出現率はかなり低かったと考えられる。実際に Warner の調査における公立基礎学校普通学級でのそれはおよそ0.01%(10/86,378人)と肢体不自由児の出現率の1/30にすぎなかった⁽⁸⁾。精神遅滞特殊学級での場合にはこれよりは高い割合になると考えられるが、公立基礎学校や救貧法学校、実業学校、さらに施設等まで含めても肢体不自由児の出現率が0.5%に満たなかった状況⁽⁹⁾から、精神遅滞特殊学級においても肢体不自由児と精神遅滞の重複障害

児は少なかったものと考えられる。

さて、再び Hugh Myddelton School の軽度精神遅滞特殊学級での状況について述べる。

同特殊学級では児童の学習進度に応じて大きく3つのクラスに分けられていたが、それぞれのクラスに精神遅滞児と学習上の遅れを示す肢体不自由児及び病弱児を区別することなく、混合編成がなされていた。そして、基準を達成すれば上のクラスにあがることができるようになっていた⁽¹⁰⁾。

このため、学習上の遅れを理由に在籍していた肢体不自由児及び病弱児は、遅れを取り戻すのに伴って比較的早く上のクラスへと移っていき、その一部は普通学級に帰っていくのに対し、軽度精神遅滞時は下のクラスにとどまってしまうため、両者の分化が進むこととなった⁽¹¹⁾。

このことは同時に、精神遅滞児がその知的な障害に応じた教育を提供されていなかったということを示している。すなわち、当時の精神遅滞の程度 (idiot, imbecile, feeble-minded) は、「教育が可能であるかどうか」が判断の重要な基準とされてはいた⁽¹²⁾が、たとえ「教育可能」と判断されたとしても、単に表面的に現れる学習上の遅れへの対応しかなされず、精神遅滞児に対して、その知的な障害に配慮した教育方法は用いられていなかったのである。

この時期の精神遅滞特殊学級は、知的な障害に対する教育方法を持たなかったために、単に標準学習基準に照らして遅れの大きい児童を集めた促進学級としての存在であったといえよう。

授業場面においては、各クラス内においても教科ごとに2～4の学習小グループが形成された⁽¹³⁾。この小グループは、より学習進度の近いもの同士で形成される場合が通常であったが、他の学校においては軽度精神遅滞児がより積極的に参加することが観察されるという点を評価して、混合編成となる場合もあった⁽¹⁴⁾。

ここでは主に Hugh Myddelton School の軽度精神遅滞特殊学級の例を示したが、規模や細かいグループ編成の方法以外については、基本的に他の特殊学級の場合もこれに準じていると考えてよい。

これらを総合すると、19世紀末の時点での軽度精神遅滞特殊学級においては知的な障害（軽度精神遅滞児）と学習上の遅れ（肢体不自由児及び病弱児）について違いが認識されていたが、それぞれの教育上のニーズに焦点を当てた対応が行われていたのではなく、あくまで学習上の遅れに対して学習進度に応じた指導がなされていたのであるとまとめるとができるよう。

3. 軽度精神遅滞特殊学級における肢体不自由児への対応

欠陥児・てんかん児委員会が設置される以前の1893年に、すでに肢体不自由児に対する独自の施設や設備の必要性が指摘され⁽¹⁵⁾、公立基礎学校普通学級においては何らかの形での特別な配慮がようやく一部でみられるようになり始めていた。

しかし、まだ特に軽度の肢体不自由児は、学習の遅れがなければ肢体不自由への配慮も含めて、普通学級で特別な配慮が一切なされない状況におかれる場合もあった⁽¹⁶⁾。

肢体不自由児の場合、通学手段の確保の困難さや身体・健康上の理由によって授業への出席が不規則になることばかりでなく、肢体不自由への配慮がなされないことが結果的に学習上の遅れをもたらすことにつながる。

例えば、姿勢保持への配慮は、それが適切になされないと筆記等が困難になり、学習活動が大きく阻害されるために、学習上の遅れを生じさせる要因となることから肢体不自由児にとっては重要な要素となる。

軽度精神遅滞特殊学級に在籍する肢体不自由児への学習指導上の特別な配慮としては、前節で触れた Hugh Myddelton School の特殊学級の場合、姿勢保持用の特別なイス(folding chair)が用意されたことであった⁽¹⁷⁾。軽度精神遅滞特殊学級における肢体不自由児に対する特別な配慮はこのような備品面での対応が主であった。

軽度精神遅滞特殊学級においては、教科学習を促進するという観点から、肢体不自由児の運動機能障害が教育上の特別なニーズとして認識されていたととらえることができる。しかしながら、軽度精神遅滞特殊学級が学習上の遅れへの対応という性格を強く持つことから、肢体不自由児のニーズの認識には出来高払い制の影響も背景にあるものと考えられる。すなわち、肢体不自由児に対する学習上の特別な配慮は公立基礎学校における公的な補助金獲得のための方策の一環としての側面も持つものであったと考えられるのである。

第一に、軽度精神遅滞特殊学級において児童の学習上の遅れに対する指導しか行われていなかったのは、精神遅滞に対する特別な指導方法が開発されていなかったためばかりでなく、学校全体の焦点が補助金確保のために出来高払い制の柱の1つである3Rsにおける一定の学習基準の達成にあったからである。

従って、単に学習上の遅れを示すだけで、知的な障害を持たない肢体不自由児の場合は、特別な配慮を行うことによって学習基準の達成が見込まれることから、軽度精神遅滞特殊学級においてもこうした意図で特別な配慮が提供されたとみることができる。

第二に、出来高払い制の2つ目の柱である、児童の出席の日常化条件に対する担任教師の反応があげられる。

肢体不自由児は上述したように出席が不規則になりがちであるという特別なニーズを持っ

ているが、出席状況が基準に満たない場合には補助金が支出されないため、病気のために規則的な出席が困難な病弱児とともに不利な立場におかれることになる。

このため、欠陥児・てんかん児委員会においては彼らの出席状況に対する補助金支出の構造が問題となる旨の証言が軽度精神遅滞特殊学級の担任教師によってなされていた⁽¹⁸⁾。

結局、同委員会で審議が行われた1897年に出来高払い制は廃止されたが、こうした証言がなされるのは軽度精神遅滞特殊学級においてもそれだけ出来高払い制の影響が強かったことを示していると考えられる。

4. 小結

学習上の遅れを示す肢体不自由児は、少数ではあったが、実際に軽度精神遅滞特殊学級に在籍していた。

軽度精神遅滞特殊学級では、知的な障害と学習上の遅れとの区別が認識されていたにも関わらず、普通学級の場合と同じように、学習上の遅れに対する指導を行うことに焦点が当てられており、両者のニーズの違いに応じた配慮はみられなかった。このことは精神遅滞児に対する特別な配慮がなされていなかったことを示すばかりでなく、肢体不自由児及び病弱児に対してそれぞれが持つ教育上のニーズをふまえた対応への関心が相対的に低く抑えられていたことを同時に示している。

肢体不自由児独自の教育上のニーズへの対応として姿勢保持のための特別なイスが用意されていた例もみられたが、これには普通学級の場合と同様に出来高払い制を背景とした補助金獲得方策の影響が示唆された。こうした影響の存在は、彼らの障害に起因する不規則になりがちな出席状況のために補助金割り当てが不利になることに対する担任教師の懸念が表明されていたことからもうかがわれた。

註

- (1) 山口洋史 (1993): イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究. 風間書房. p. 254.
- (2) Report of the Departmental Committee on Defective and Epileptic Children (CDEC), vol. II. (1898): Appendices. HMSO. p. 255.
- (3) *ibid.*, Evidence of Whenman, R., para. 2624, 2637-40.
- (4) *ibid.*, para. 2853.
- (5) *ibid.*, para. 2641.
- (6) *ibid.*, para. 2638, 2861.
- (7) *ibid.*, para. 2852-53.
- (8) *ibid.*, Evidence of Warner, F., para. 750.

- (9) *ibid.*, para. 748—72.
- (10) *ibid.*, Evidence of Whenman, R., para. 2902.
- (11) *ibid.*, Evidence of Cattle, E., para. 2766—67, 2935—36.
- (12) *ibid.*, Evidence of Beach, M. B., para. 97—101.; Evidence of Warner, F., para. 751—52.
- (13) *ibid.*, Evidence of Cattle, E., para. 2848—49.
- (14) *ibid.*, Evidence of Blackmore, M. M., para. 1603—4.
- (15) Special Committee of Charity Organisation Society (1893): The Epileptic and Crippled Child and Adult. Swan Sonnenschein. p. 112—3.
- (16) CDEC. *op. cit.*, Evidence of Major. H., para. 4605.
- (17) *ibid.*, Evidence of Whenman, R., para. 2673—74.
- (18) *ibid.*, para. 2852—55.